

公立大学法人福島県立医科大学職員の給与の特例に関する規程

(平成 25 年 8 月 1 日規程第 40 号)

(給料月額の特例)

第 1 条 この規程の施行の日から平成26年1月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程(平成18年4月1日規程第27号。以下「27号規程」という。)第 3 条第 1 項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の給料月額（27号規程附則第 4 項から第 6 項までの給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を、給料月額から減ずる。

給料表	職務の級	割合
一般職給料表	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級から 6 級まで	1 0 0 分の 7 . 7 7
	7 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
教育職給料表	1 級	1 0 0 分の 4 . 7 7
	2 級及び 3 級	1 0 0 分の 7 . 7 7
	4 級	1 0 0 分の 9 . 7 7
医療職給料表（一）	1 級	1 0 0 分の 4 . 7 7
	2 級	1 0 0 分の 7 . 7 7
	3 級及び 4 級	1 0 0 分の 9 . 7 7
医療職給料表（二）	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級以上	1 0 0 分の 7 . 7 7
医療職給料表（三）	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級から 6 級まで	1 0 0 分の 7 . 7 7
	7 級	1 0 0 分の 9 . 7 7
技能労務職	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級	1 0 0 分の 7 . 7 7

2 特例期間においては、27号規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給額に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料の特別調整額 当該職員の給与の特別調整額の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額
- (2) 27号規程第 3 3 条第 1 項から第 6 項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

- ア 27号規程第33条第1項 前項に定める額
- イ 27号規程第33条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 27号規程第33条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 27号規程第33条第5項又は第6項 前項に定める額に、同条第5項又は第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、27号規程第19条の適用を受ける職員に対する同条の規定の適用については、同条中「得た額」とあるのは、「得た額から、第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（27号規程附則第4項から第6項までの給料を含む。）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に第1項において当該職員に適用される支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

4 特例期間においては、27号規程附則第4条の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号及び第3項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から27号規程附則第4項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、第3項中「乗じて得た額を減じた額」とあるのは「乗じて得た額及び附則第6項の規定により減額される給与の額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

（任期付職員就業規則の特例）

第2条 特例期間においては、公立大学法人福島県立医科大学任期付職員就業規則（平成18年4月12日基本規程第20号。以下「20号規程」という。）の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員に適用される前条の給料表及び職務の級の区分に応じ、給料月額にそれぞれの支給減額率を乗じて得た額に相当する額を、給料月額から減ずる。

（端数計算）

第3条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 公立大学法人福島県立医科大学職員の給与の特例に関する規程（平成23年4月1日規程第11号）は、廃止する。